平成２７年（フ）第１１４号
千葉県匝瑳市飯倉487番地７　雇用促進住宅１―502
債務者　松本　啓夫
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
千葉県山武郡横芝光町栗山4923番地７
債務者　春山　昌洋
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４５号
千葉県山武市上横地3680番地23
債務者　石井　正行
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４６号
千葉県山武市上横地3680番地23
債務者　石井あき子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
千葉県大網白里市仏島105番地18
債務者　葩島　千夏（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１６号
相模原市中央区東淵野辺４丁目14番32号　サンモール東淵野辺103
債務者　佛淵　孝恵
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９８号
愛知県犬山市字横町193番地　メゾンドール202
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９５１号
大阪府松原市東新町１丁目18番８号、前住所大阪府松原市南新町３丁目６番１―607号
債務者　阪口　敏彦
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９６４号
堺市堺区浅香山町３丁２番３―202号
債務者　高山初恵こと　孫　　初恵
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９７８号
堺市南区若松台２丁３番28―109号
債務者　土井　勝行
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９９４号
大阪府松原市丹南３丁目３番40号－３棟303号、前住所大阪府松原市丹南４丁目141番地の10
債務者　土井めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
北海道登別市青葉町２番地22
債務者　工藤　美穂
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
北海道虻田郡倶知安町字旭１番地４　農高公宅
債務者　大庭　輝彦
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１５２号
北海道帯広市西10条北４丁目１番地３　オエステ313号
債務者　馬野木　勝（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
北海道帯広市西16条北２丁目７番18号
債務者　齋藤　優子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
盛岡市本町通３－13－４　メゾンムサシＣ203、住民票上の住所盛岡市本町通２丁目１番34―706号
債務者　多田　典央
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３４５号
盛岡市桜台２丁目21番25号
債務者　鳴海　上総
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　盛岡地方裁判所第２民事部